

建物関係者へ消防本部からのお願い

令和2年4月1日より違反對象物の公表制度が始まりました。消防本部では、違反對象物がないか、関係者協力のもと、日々立入検査を行い調査しているところでもあります。

建物関係者は次に掲げる工事又は行為をしている、しようとしている場合、新たに消防用設備の設置が必要となる可能性がありますので、消防本部予防課へお知らせください。

- 1 飲食店、店舗、福祉施設、事務所などの新規入居
- 2 増築、改築、隣接建物との接続工事
- 3 窓や扉などの開口部の閉鎖工事

建物利用者、従業員を火災から守る為にも、消防用設備設置へのご理解とご協力をお願いいたします。